

独立行政法人大学評価・学位授与機構 認証評価認定マーク使用要綱

最終改正 平成21年 2月12日
平成19年10月15日
機 構 長 裁 定

第1. 趣旨

本要綱は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が発行する認定マークを、適正に使用するために定めるものである。

第2. 定義

本要綱において、認定マークとは、機構の認証評価を受けた大学等が機構の定めた認証評価基準（以下「評価基準」という。）を満たしたことをよりわかりやすく社会に示すために発行するものである。

第3. 適用範囲

学校教育法第九十九条第二項、第三項及び第二百三十三条の規定に基づく機構の認証評価を受け、評価基準を満たし認定証を受領した大学、短期大学、法科大学院及び高等専門学校（以下「当該大学等」という。）に適用する。

第4. 認定マークの提供等

- (1) 機構は、該当する認定マークを電子的画像データで提供する。
- (2) 認定マークの提供を受けた当該大学等は、本要綱により認定マークを適切に使用すること。

第5. 認定マークの種類・構成

- (1) 認定マークは、認証評価の種類毎（学校の種類毎及び法科大学院）に発行する。
- (2) 認定マークには、認定証を発行した年月を表示する。ただし、追評価を受けた大学等にあっては、先の評価の年度の最終年月を表示する。

第6. 認定マークの表示方法

- (1) 認証マークのデザイン、色、使用書体は、提供したデータを使用し、改変を行わないこと。
- (2) 認証マークのサイズは、拡大又は縮小して使用できるが、その際の各部の比率を変更しないこと。また、最小サイズは、円内にある機構ロゴマークが10mm以下とならないようにすること。
- (3) 認定マークの一部のみの使用や認定マークの変形、又は他の図形や文字と重ねて使用しないこと。

第7. 認定マークの管理

- (1) 提供されたデータの解像度を低下させるなど画像を劣化させる改変をしてはならない。
- (2) 機構から提供された電子的画像データの保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うこと。
- (3) 外部の業者にデータを提供する場合も、上記(1)(2)の内容を遵守させること。
- (4) 認定マークを使用した場合は、使用した媒体のうち一種類を機構へ提出すること。

第8. 認定マークの使用の禁止

- (1) 認定マークは、当該大学等が評価基準を満たしたと認定されたことの広報等に活用するものであるが、以下に該当する場合は、使用を禁止するものとする。
 - ア. 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
 - イ. 機構の信用やイメージを失墜させると認められる場合
 - ウ. 認定マークを自己の商標・意匠として使用、又はそのおそれがある場合
 - エ. 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用しようとする場合
 - オ. その他使用要綱に反すると認められた場合
- (2) 機構は、使用条件に違反した場合に使用を禁止することができる。この場合の使用物件の回収等使用禁止に伴い発生する費用の一切は認定マークの使用者が負担することとする。
- (3) 認定マーク受領後に使用者が第三者との間に起こしたトラブル等については、機構では一切の責任を負わない。

附 則

第1. この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

第2. この要綱の施行前に、機構の認証評価を受け、評価基準を満たし認定証を受領した大学、短期大学及び高等専門学校には、遡及して認定マークを発行することとする。

附 則

この要綱は、平成21年2月12日から施行する。